

[新連載]

障害学生支援リテラシーの普及とFD・SDプログラム①

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/29641

障害学生支援についての教職員研修プログラム

金沢大学 大学教育開発・支援センター教授 青野 透

教職員研修プログラム開発事業

今年三月、全国の大学、短期大学、高等専門学校（大学等）のすべてに、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）より、DVD『障害学生支援についての教職員研修プログラム』が配付された。これは、JASSOの「障害学生支援についての教職員研修プログラム開発事業検討委員会」（委員会）が、一年半近くかけて検討し作成した研修プログラム・パワーポイントを、音声付きのDVDにしたもので、再生するだけで大学等のFD・SD研修に活用できる。

委員会では、平成二十年九月、全大学等対象の障害学生支援実態に関するアンケート調査と、企業を対象とする障害学生の就労に関するアンケート調査を行った。前者の結果は、『障害学生修学支援事例集』（全四〇〇頁）としてまとめられ、昨年三月、全大学等に送付された。そこには、学校種ごとに障害学生支援の取り組み内容が、入学前から卒業までの場面別にそして障害種別に多数掲載されている。

成功例だけでなく失敗例も数多くあり、試行錯誤の様相がはっきりと分かる。そのため、事例集は各大学等の学務系窓口で随時活用できるだけでなく、具体例を挙げながらのFD・SD研修会に利用できるものとなっている。

その後、アンケート結果などをもとに、優れた取り組みを行っている大学等および企業への訪問調査を実施した。聞き取りによって明らかとなった各大学等や企業の障害学生・障害者支援の実際には、委員一同、学ぶところが非常に多かった。

こうした過程を経て、前記のパワーポイントを作成し、最終的にはDVDの配付によって委員会に課せられた使命を果たしたことになった。データは、JASSOのHPに掲載、公開されていることから、大学教職員が個人で学ぶこともでき、また広く一般の人々にも利用できるものとなっている。

このたび、研修プログラムのテーマに沿って、障害学生支援の各項目に関する解説を加えるシリーズを本誌で始めることになった。

プログラムの利用促進を念頭におき、障害学生支援において必須のものとしてリテラシー（素養・実践能力）の構築を試みるものである。幸い、任務を終えて解散した委員会メンバー全員から、執筆についてご快諾を得ることができた。委員会でも座長を務めた私と、以下に示す一〇名が執筆を担当する。（五十音順・肩書きは、委員会開催当時のもの）

- 泉 雅子 株式会社イフ 常務取締役
- 大島 友子 マイクロソフト株式会社 技術統括室マネージャー
- 岡本 明 筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター教授
- 滋野 哲秀 京都府立朱雀高等学校 校長
- 中嶋 靖雄 筑波技術大学 聴覚障害系支援課長
- 名川 勝 筑波大学大学院 人間総合科学研究所講師
- 納富 恵子 福岡教育大学 大学院教育学研究科教職実践講座教授
- 細見 知代 佛教大学 学生部学生課主任
- 松尾 秀樹 佐世保工業高等学校 教授

山本 幹雄 広島大学 アクセシビリティ
センター准教授

執筆者はいずれも、プログラム作成において、各項目のパワーポイントおよびそれに添える説明文作成を担当したが、委員会における検討の場面では厳しいやりとりもあり、最終的には委員会全体がその内容の作成責任を負うものとして公開した。今回のシリーズでは、各執筆者に、パワーポイントの内容・説明文を前提にしつつも、そこでは言及できなかったご自身の見解も適宜加えていただくなど、自由に、今必要な障害学生支援について、お書きいただくことになっている。

F・D・S・Dに障害学生支援を

大学等一・二・八校のすべてが回答した、JASSOの「平成二十年度障害のある学生の修学支援に関する実態調査」結果によれば、平成二十年五月一日現在、障害学生が一人以上在籍する大学等の数は七一九校、回答校全体の五九・〇％となっている。しかしながら、障害学生支援に関する「教職員向け各種研修（F・D研修、S・D研修など）の実施」は一六七校、全体の一三・七％で実施されているに過ぎない。内訳は、大学九九校、短期大学三九校、高等専門学校二九校と、四年制大学における実施率の低さが際立っている。

大学設置基準、短期大学設置基準および高等専門学校設置基準により「組織」に課された法的義務となっているF・Dに各大学等はそれぞれ取り組んでいる。しかし、六割の大学等に障害学生が必ず一人は在籍するという状

況にあって、障害学生支援のためのF・D・S・Dを実施している大学等はわずかに一三・七％という数字は、日本の高等教育における障害学生支援の位置づけの低さを象徴していると判断せざるをえない。つまり多くの大学等は、障害学生支援を組織として行うべきものと考えていないと思われるのである。

おりしも、文部科学省は、本年六月にも学校教育法施行規則等の一部を改正する省令を公布する予定である（施行は来年四月）。中央教育審議会大学分科会の審議を踏まえて、「大学等がその教育情報を公表することは、公的な教育機関として重要な課題であり、また、教育の質の向上の観点からも望まれる」との趣旨のもと、「教育研究上の基本となる組織に関する情報」などと並んで、「学生支援と奨学金に関する情報」が、大学が公表すべき教育情報として位置づけられる。

この学生支援には、当然のことながら、障害学生支援に関する情報が含まれる。JASSOの調査では、日本全体の状況は分かっても、個々の大学等がどうかは分からない。各大学等のHPを見ても、障害学生支援の状況について情報公開しているところは少ない。障害のある高校生やその親たちは、それぞれの大学等でどんな障害学生支援が行われているのかを知ることができず、不安のままに、進学先を選ばざるを得ないのが実情である。入学後の障害学生たちが、どこに支援を求めればいいのか、どこまで希望しているのか、分からない状態に置かれている場合も多い。支援を受けて十分な学習・研究環境

を保障されるべき学生たちが、放置されたままであってはならないはずである。

この現状は法的にも問題である。近年、多くの大学等で対応困難事例が報告されている発達障害の学生について、発達障害者支援法八条二項は「大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする」と規定している。各大学等は法律遵守を示すためにも、どのような発達障害の学生にどのような配慮を行っているかを公開する必要がある。

障害学生の支援を全学的な課題としているかどうかは、学生支援のみならず教育改善に取り込む姿勢の試金石ともなる。なぜなら、授業における聴覚障害学生への情報保障を例にとれば、へいかに授業内容を良くしたからといって、聴覚に障害のある学生に伝わらないのであれば何の意味もないVという当たり前の事実から、情報保障は、各大学等が基本的なインフラとして整備しなければならぬものであることは自明だからである。

学生たちに授業によって学力を求めるのと同様、われわれ教職員も研修によって学生支援力を身に付けねばならない。大学として多様な障害のある学生が入学してきているという事実を認め、実質的效果のある障害学生支援F・D・S・Dを行って初めて、大学設置基準等が定める「授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施」したことになるといえる。本シリーズで提示する障害学生支援リテラシーが学生支援力向上に寄与することになれば、幸いである。■